鳥取県環境審議会運営要領の改正について

平成２５年１月１１日
鳥取県環境審議会事務局

【改正理由】
平成２５年４月１日から施行される「とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例」（以後、「地下水条例」という。）では、次のとおり環境審議会の意見を聞くよう規定されている。
そこで、地下水とも関係の深い「温泉部会」で、本条例に規定された事務を所掌していただくため、部会名及び所掌事務等を改正するとともに、これまで通例として、部会専決された案件は総会で報告していたが、明記していなかったため、その旨を明記するなど、別紙のとおり運営用要領を改正するもの。

【地下水条例により生ずる審議会事務】

影響調査に関する事務（第８条）
〇影響調査計画書の届出　(事業者⇒県)
事業者は、①井戸を掘削、②地下水の採取量を増加しようとする 60 日前までに、次に掲げる事項を知事に届け出る。
◇井戸の位置及び採取を予定する地下水の量
◇影響調査のために採取する地下水の量・期間・影響調査を実施する範囲
◇その他規則で定める事項
〇影響調査についての知事の意見(環境審議会等の意見聴取)

第８条において、知事は、影響調査計画書の届出があったときは、環境の保全の見地からの意見を述べるものとし、意見を述べるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、鳥取県環境審議会等の意見を聴くものとしている。

採取計画の変更命令に関する事務（第１１条）
〇変更命令(環境審議会等の意見聴取)
・知事は、事業者より届出された採取計画の届出(変更を含む)について、地下水保全上支障があると認める場合、届出から 60 日以内に限り、採取量の変更等の措置を命ずる。

第１１条において、知事は、採取計画に基づく地下水の採取が地下水の水位の低下等により地下水の持続的な利用に支障を生じさせると認めるときは、その届出の日から 60 日以内に限り、届出事業者に対し当該採取計画を変更するよう命ずることができ、命令に関し、鳥取県環境審議会等の意見を聴くものとしている。

重点保全地域の指定等に関する事務（第１８条）
〇重点保全地域の指定
・知事は区域を定めて、地下水採取に係る重点保全地域を指定することができる。
・知事は、地下水採取に係る重点保全地域を指定しようとするときは、あらかじめ、環境審議会等の意見を聴かなければならない。

第１８条において、知事は、区域を定めて、重点保全地域を指定及び変更、廃止しようとするときは、あらかじめ、鳥取県環境審議会等の意見を聴かなければならないとしている。

別　紙

鳥取県環境審議会運営要領（改正案）	鳥取県環境審議会運営要領
平成２５年１月○○日 鳥 取 県 環 境 審 議 会	平成２０年５月２６日 鳥 取 県 環 境 審 議 会
（要領の適用） 第１条　鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。	（要領の適用） 第１条　鳥取県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営については、鳥取県環境の保全及び創造に関する基本条例に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。
（会議の招集通知） 第２条　会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。	（会議の招集通知） 第２条　会長は、審議会を招集するときは、開催日時、開催場所及び付議事項を委員に通知するものとする。
（委員以外の者の出席） 第３条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。	（委員以外の者の出席） 第３条　会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。
（会議録） 第４条　審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。 （１）開催日時及び開催場所 （２）出席委員の氏名 （３）委員以外の出席者の職氏名 （４）会議に付した案件及び内容 （５）議事の経過 （６）その他必要な事項 ２　会議録には、議長が署名しなければならない。	（会議録） 第４条　審議会の議事については、次の事項を記載した会議録を作成しておかなければならない。 （１）開催日時及び開催場所 （２）出席委員の氏名 （３）委員以外の出席者の職氏名 （４）会議に付した案件及び内容 （５）議事の経過 （６）その他必要な事項 ２　会議録には、議長が署名しなければならない。
（部会） 第５条　審議会に次の六部会を置く。 一　企画政策部会 二　大気・水質部会 三　廃棄物・リサイクル部会 四　自然保護部会 五　温泉・地下水部会 六　鳥獣部会 ２　部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。 ３　会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第１項に掲げる部会のうち適切な部会に付議することができる。 ４　会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第１項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。	（部会） 第５条　審議会に次の六部会を置く。 一　企画政策部会 二　大気・水質部会 三　廃棄物・リサイクル部会 四　自然保護部会 五　温泉部会 六　鳥獣部会 ２　部会の所掌事務は、別表に定めるところによる。 ３　会長は、知事の諮問を受けた場合は、当該諮問を第１項に掲げる部会のうち適当な部会に付議することができる。 ４　会長は、必要と認めるときは、特別の案件を審議するため、審議会に諮って第１項に掲げる部会以外の部会を置くことができる。
（部会の議決）	（部会の議決）

第６条　部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。 ２ 会長は、第一項の同意をしたときは、その同意に係る決議を総会に報告するものとする。 （準用規定） 第７条　第２条から第４条までの規定は、部会の運営について準用する。 （庶務） 第８条　審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び公園自然課で行う。 （雑則） 第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。 付　則 この要領は、平成１３年１０月　５日から施行する。 この要領は、平成１５年１０月２７日から施行する。 この要領は、平成１６年　８月３０日から施行する。 この要領は、平成１７年　４月　１日から施行する。 この要領は、平成１８年　４月　１日から施行する。 この要領は、平成２０年　５月２６日から施行する。 この要領は、平成２５年　１月　　日から施行する。	第６条　部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。 （準用規定） 第７条　第２条から第４条までの規定は、部会の運営について準用する。 （庶務） 第８条　審議会の庶務は、生活環境部環境立県推進課、水・大気環境課、循環型社会推進課、くらしの安心推進課及び公園自然課で行う。 （雑則） 第９条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度審議会が定める。 付　則 この要領は、平成１３年１０月　５日から施行する。 この要領は、平成１５年１０月２７日から施行する。 この要領は、平成１６年　８月３０日から施行する。 この要領は、平成１７年　４月　１日から施行する。 この要領は、平成１８年　４月　１日から施行する。 この要領は、平成２０年　５月２６日から施行する。

（別表）

部会の所掌事務について

鳥取県環境審議会（全体会）

●環境基本計画の策定・変更に関すること。
●環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に関すること。
●環境の保全及び創造に関する重要事項に関すること。

企画政策部会

◎環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況（環境白書）に係る専門的調査検討に関すること。
◎環境基本計画の策定・変更に係る専門的調査検討に関すること。
◎その他環境の保全及び創造に関する重要事項に係る専門的調査検討に関すること。

大気・水質部会

○水質汚濁防止法に規定された審議会の事務
・水質の汚濁防止に関する重要事項の調査審議
○農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に規定された審議会の事務
・農用地土壌汚染対策地域の指定・変更等に関すること。
○鳥取県公害防止条例に規定された審議会の事務
・規則の制定又は改廃の立案に関すること。
◎その他大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の防止に係る重要事項に関すること。

廃棄物・リサイクル部会

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定された審議会の事務
・廃棄物処理計画の策定・変更に関すること。
◎その他廃棄物対策・リサイクルに係る重要事項に関すること。

自然保護部会

○自然環境保全条例及び県立自然公園条例に規定された審議会の事務
・自然環境保全地域の指定、保全計画の決定等に関すること。
・県立自然公園の指定・解除等に関すること。
◎その他自然環境の保全に係る重要事項に関すること。

温泉・地下水部会

○温泉法に規定された審議会の事務
・温泉の掘さく、増掘又は動力装置の許可等に関すること。
・温泉採取の制限処分等に関すること。
○とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例に規定された審議会の事務
◎その他温泉の保護及び利用の適正化に係る重要事項に関すること。

鳥獣部会

○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に規定された審議会の事務
・鳥獣保護事業計画の策定・変更等に関すること。
・鳥獣保護区の指定等に関すること。
◎その他鳥獣の保護に係る重要事項に関すること。

（審議方法の考え方）

1　重要案件については、基本的に審議会（全体会）で審議を行う。（例：●印）
2　重要案件のうち専門的な審議が必要なものについては、部会に付議し、その後に再度審議会（全体会）で審議を行う。（例：◎印）
3　部会に付議された案件の中でも、特に専門性が高く、審議会（全体会）で再度審議することについて、その意義が少ない案件については、部会の議決をもって審議会の議決とすることができることとする。（例：○印）